

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 3 年 10 月 29 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 塚 剛

記

1 平成 27 年度定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
建設課	<p>月見山公園の管理について</p> <p>「太宰府市公園条例」第 6 条第 1 項第 8 号の規定により、公園はその用途以外に使用することはできないこととされているが、月見山公園は、いきいき情報センター、保健センター等諸事業のための臨時駐車場として使用されている。</p> <p>このことは現状では行政財産の目的外使用になるため早期に改善されたい。</p>	<p>これまで月見山公園はいきいき情報センター、保健センター等諸事情のための臨時駐車場として利用していることから、行政財産の目的外使用とならないための改善を求められてきたところです。</p> <p>現在、いきいき情報センターでは、駐車場が増設され、駐車台数にもゆとりが出たことから、この公園を駐車場に変更することはせずに、今後のいきいき情報センターの全体計画の中で、公園利用等について再構成していくべきと考えています。</p>	R3. 6. 11

2 平成 29 年度定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
建設課 ・ スポーツ課	<p>公園占用許可及び占用料の免除について</p> <p>都市公園法第6条では、「都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。」とされている。現在、太宰府歴史スポーツ公園において、社会体育倉庫の用に供するための物置が設置されている。当該物置に関しては、建設課がスポーツ課(申請時は生涯学習課)に対して公園占用許可を与えている。さらに、スポーツ課は、直接の利用者である社会体育団体に対して無料で物置の設置を認めている。実際に占有している者(社会体育団体)が占有許可を受けるべきものではないかと思料される。また、物置の設置場所については、公園の景観を損なうため、好ましくないと考える。</p> <p>物置の設置及び撤去については、関係者と十分に協議されたい。</p>	<p>太宰府歴史スポーツ公園に設置されている物置(倉庫)につきましては、物置(倉庫)の所有者である団体から令和2年8月に市へ寄附したいとの申し出があり、都市公園法施行令第5条第4項第1号に定める運動施設として寄附を受領しました。よって、市所有の倉庫として、太宰府市行政財産使用料条例に基づき有料での使用許可の措置を図りました。</p> <p>なお、景観への配慮としまして、倉庫を取り囲むような植栽により一定の配慮をしています。</p>	R3.4.2

3 平成30年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
高齢者支援課	<p>補助金等について</p> <p>補助金等が交付されている団体について、その補助金額を上回る繰越金が生じている団体が見受けられた。</p> <p>地方自治法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合において</p>	<p>老人クラブ補助金については、県の補助金(31,040円/単位クラブ)を財源として、太宰府市長寿クラブ連合会に加盟している単位クラブ毎に年間51,840円を交付しているが、近年の単位クラブ数の減少が大きな課題と</p>	R3.6.10

	<p>は、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上の必要性や公平性等を踏まえ、補助対象や金額が妥当であるかという点について適切に判断する必要がある。</p> <p>今回のような補助金額を上回る繰越金が生じている状況を看過していることは、本来補助金が交付される必要があるのか甚だ疑問である。</p> <p>繰越金の限度額を認める必要があるのであれば、補助の目的や対象、繰越金の取扱い等について、補助要綱等を規定し、基準を明確にすべきである。</p>	<p>なっています。</p> <p>老人クラブ関係事業については、平成 29 年度から高齢者支援課の所管となりましたが、それまで補助金交付規則が存在しなかったことから、平成 29 年度中に制定するなど、一定の改善は行ってきたところです。しかしながら、ご指摘の単位クラブにおける補助金額以上の繰越金の存在については、認識はしているものの従来通り交付している状況です。</p> <p>本件について、長寿クラブ連合会の事務局に対し問題提起を行い一定の理解は示されたものの、「年度当初の資金繰りのための繰越」、「周年事業に備えた繰越」等、各クラブそれぞれの理由があり、繰越金の内容を精査したうえで慎重に議論する必要があるといった意見を頂いています。</p> <p>令和 3 年度より全庁的な補助金交付の基準となる「太宰府市補助金等交付規則」が施行され、当該補助金に係る規則「太宰府市老人クラブ等補助金交付規則」についても、令和 3 年度中に必要な見直しを図る予定です。</p>	
--	--	--	--

4 平成 30 年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
福祉課	<p>補助金交付規程について</p> <p>本市の補助金は、国が実施する「高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱」及び「高齢者就業機会確保事業</p>	<p>令和 3 年 4 月 1 日に「太宰府市補助金等交付規則」が施行されたことから、これに沿って「公益社団法人太宰府市シルバー人材センター補助金交付規程」についても指摘事項を踏まえ令和 3 年度中に改定作業を行う予定</p>	R3. 6. 11

	<p>(シルバー人材センター事業) 執行方針」に準じて交付されており、手続きも同様であるとの説明であった。</p> <p>しかし、市の補助金交付規程には補助対象事業、補助対象経費に関する記載がない。</p> <p>補助金交付規程の中で、補助対象事業、補助対象経費を明確に定めるべきである。</p>	<p>です。</p>	
	<p>補助金交付の適正な審査について</p> <p>福祉課は、本補助金の交付決定にあたって、国による補助金と同じ補助基準で実施していることから、国の補助金交付の採択をもって、市の補助金交付決定としている。また、国へ提出された補助金実績報告書を市補助金に対する正しい実績報告書と見做し、市として実質的な審査を行っていなかった。</p> <p>補助金執行の適正性を判断するためには、事業内容や収支計算書を精査し、補助金の積算根拠を明確にするとともに、補助金の対象経費であるかを実際に帳簿及び領収書等で確認すべきところである。</p> <p>補助金は、市が支出しているものであり、補助目的が達成できているのか事業実績を確認し、指導を行うなど補助金交付の適正な審査を行われたい。</p>	<p>補助金申請の際必要な提出資料等についても、補助金交付規程の改定時に補助対象事業経費の明確化と併せて整理・検討し、適切な審査を目指します。</p>	<p>R3. 6. 11</p>

5 令和元年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
産業振興課	<p>太宰府市農業生産組織組合について</p> <p>太宰府市農業生産組織組合</p>	<p>当該組合の構成員は市内農業</p>	<p>R3. 6. 9</p>

	<p>は、市より5万円の補助を受け、事務局を太宰府市役所農政担当課に置くものとして、産業振興課で事務を執り行っている。</p> <p>しかしながら、その活動は、市の事業である「ふるさと水と土保全対策事業（花いっぱい運動）」が主なものとなっており、組合が本来目的とする活動がなされておらず、形骸化した組織となっている。</p> <p>花いっぱい運動の受け皿となっているということであるが、農業生産組織組合の本来の存立意義を整理し、補助金や事務局の必要性について見直しを行われたい。</p>	<p>者の中核的存在であり、花いっぱい運動を通して、世代を超えた農業生産技術の向上のための情報交換等を行っています。このことから、補助金や事務局の必要性については、本市と同額を助成しているJA筑紫とも連携し、検討していきます。また組織活動の更なる活性化に向け、会員増加策及び新たな事業展開等についても併せて検討していきます。</p>	
	<p>地域水田農業推進協議会に対する補助金について</p> <p>太宰府市地域水田農業推進協議会は、都市近郊農業の特性を生かした作物振興、水田利用及び担い手の育成を図ることを目的とし、附属機関として平成15年に設置された。</p> <p>その後、経営所得安定対策等推進事業を遂行するうえで、事業の実施主体として農業関係団体の代表者等で組織する協議会等を設置する必要性が生じたことから、既存の「太宰府市地域水田農業推進協議会」にその役割を追加し、同協議会に補助金27万円が交付された。</p> <p>しかし、附属機関は、地方自治法において、その所管する事項について調停、審査、諮問又は調査等を行う機関とされており、事業の実施主体として補助金を交付することは適切ではないと思われる。</p> <p>経営所得安定対策等推進事業補助要綱等について調査を行い、適切な事務処理を図られたい。</p>	<p>要綱等の調査の結果、地域水田農業推進協議会以外に補助金を交付することは困難であることから、委員の任期満了（令和3年3月31日）に合わせ、当該協議会を附属機関から除外しました。</p>	R3.6.9

<p>学校教育課</p>	<p>「小学校における給食及び食育の充実のための調査・研究」事業補助金について</p> <p>「小学校における給食及び食育の充実のための調査・研究」事業補助金については、学校給食における児童及び生徒の心身の健全な発達及び食に関する指導の充実を図るため、太宰府市学校給食会が行う小学校給食の調査・研究に係る事業、「お弁当の日」の推進事業、その他調査・研究に係る事業等に対して、527万円交付された。本調査・研究により、食育と品質を維持するためのコストに係る試算の結果を確認し、令和元年度の小学校給食食材費補助金予算の計上に至った。しかしながら、太宰府市学校給食会から提出された事業実績報告書には、調査・研究の結果、判断された部分が記載されていない。提出された事業実績報告書では、収支報告もなく、事業の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを確認できない。交付すべき補助金の額を確定する根拠となるものであることから、適切な補助金事務の執行に努められたい。</p>	<p>本補助金は、主に小学校給食の調査・研究のためとして、太宰府市学校給食会に交付しましたが、実際には食材の一部として、又、メニュー、食材の活用の研究にも充当されていました。</p> <p>このことから、令和元年度は、この充当内容の主旨をふまえ、小学校給食食材費補助金と名称を改め、補助金事務を執行しました。</p>	<p>R3. 6. 13</p>
--------------	---	--	------------------

6 令和元年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
<p>文化学習課</p>	<p>いきいき情報センターの管理について</p> <p>いきいき情報センターの指定管理協定書及び仕様書には、文化学習情報センター、生涯学</p>	<p>令和元年度より管財課、文化学習課及び文化スポーツ振興財団で管理区分について協議を行</p>	<p>R3. 6. 9</p>

	<p>習センター及びいきいき情報センター駐車場を管理するほか消防用設備やエレベーター、機械警備等の施設全体に関わる設備の保守点検業務等が規定されている。</p> <p>しかし、防災や危機管理等における建物全体の施設管理者としての業務、共有フロアや設備に係る業務、他団体占有スペースの管理及び管財課所管の普通財産の付帯設備の管理等において、一部業務範囲や責任の所在が明確にされていない状況が見受けられた。</p> <p>それらの業務には、文化学習課の事務分掌外のものも含まれているが、現在、指定管理協定書第 21 条に緊急時の対応について規定もあり、建物の管理上、振興財団が一部担っている。</p> <p>いきいき情報センターの管理体制について、文化学習課の責任範囲（事務分掌）を明確にしたうえで、振興財団へ指定管理する業務内容を仕様書に記載するとともに、関係各所へ指定管理の内容を理解させる必要があるものと思われる。</p>	<p>っている状況です。</p> <p>令和 3 年 5 月 18 日及び 6 月 8 日にも協議を行いました。</p> <p>文化スポーツ振興財団との指定管理協定が令和 4 年度末までとなっており、その後に向けた管理の在り方等課題解決に向けた検討を引き続き行ってまいります。</p>	
--	--	--	--

7 令和元年度学校監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
学校教育課	<p>P T A からの補助金や寄付金について</p> <p>今回、学校徴収金の監査を実施する中で、太宰府東中学校では P T A より特別施設整備補助金 90,000 円が補助され、別通帳にて管理するとともに支出伺いによる決裁を受け執行されていた。さらに、教育活動</p>	<p>P T A と学校間の現金の収受、支払については、太宰府市立学校徴収金取扱要領に規定する学校徴収金とは異なるものの、今回の指摘を受け令和 2 年度以降の検討課題といたします。</p>	R3. 6. 13

	<p>補助費として 72,000 円の補助を受け、各学級 8,000 円ずつ、学級担任に現金で支給され、その執行状況は、それぞれ学級会計報告がなされていた。また、太宰府南小学校では P T A より学校図書本代 200,000 円が寄付され、別通帳にて管理するとともに支出伺いによる決裁や図書台帳による管理がなされていた。</p> <p>これらの補助金や寄付金については、取扱要領に規定する学校徴収金とは異なるものの、P T A に対して使途を明確にする必要があるものであり、学校徴収金と同様の取扱いが必要なものであると思われる。</p> <p>学校教育課におかれては、これら P T A からの補助金や寄付金に関し、各学校において学校徴収金の支出に準じた取扱いがなされるような基準の整備を検討されたい。</p>		
<p>太宰府南小学校</p>	<p>支出伺いの更正について</p> <p>学校給食費金銭出納簿 5 月分（副食材費 4 月分支払）において、給食費を管理している通帳の金額と一部一致しない箇所が見受けられた。</p> <p>具体的には、5 月 13 日に副食材費 4 月分 349,216 円の振込手続きを行ったところ、口座情報相違により 92,404 円が振り込まれなかったため、同日付で 92,404 円を再度正しい口座に振込手続きを行い、後に振り込まれなかった資金が合計 92,404 円返却されたという経緯であるが、金銭出納簿にその経緯が反映されていなかったためである。</p> <p>学校給食費は預金口座によって管理しており、その金銭出納簿は預金口座上での入出金</p>	<p>左記の指摘を受け、処理を行いました。</p>	<p>R3. 6. 13</p>

	<p>の動きを日付順に記入し、その残高を管理する帳簿であることから、この場合、当初の349,216円については、支出伺、通帳及び金銭出納簿共にそのまま記載し、後に返却された金額を日付順に収入伺で決裁し、金銭出納簿にも記載すべきものと思われる。</p> <p>太宰府南小学校におかれては、適切な事務処理に努められたい。</p>		
太宰府東中学校	<p>薬品の管理について</p> <p>薬品庫を確認したところ、劇物である塩酸について薬品の使用量と薬品受払簿への記載が異なっていたため、残量に誤りが見られた。毒物及び劇物の管理にあたっては、児童生徒等に危険が及ぶ可能性があることを十分に考慮し、適切な薬品管理に努められたい。</p>	<p>記載のズレの原因について、理科教科担任と確認し、使用后、薬品台帳に記載をしていないことが分かりました。今後、このようなことが起こらないよう使用・購入したら必ず記載をすることを徹底します。また、年2回、受払簿・薬品との点検を理科教科主任が行い、その後、管理職が確認を行います。</p>	R3.6.13
太宰府南小学校 ・ 水城小学校 ・ 太宰府東中学校	<p>請求書について</p> <p>支出伺書に添付された教材費請求書について、購入した教材の数量や金額が手書き修正されたもの、代表者名や請求印がないものが見受けられた。</p> <p>これは、教材を発注した後に転校等の理由により数量の変更が生じて、手書き修正を行い、請求書として支出伺に添付されていたものや数量等に変更がないものの代表者名や請求印がないものを請求書として支出伺に添付されていたものである。</p> <p>適法な請求書の要件は、債権者の表示（法人名、代表者の氏名など及び押印）、債務者の表示、債権の内容、請求金額、請求年月日が記載されていることとされている。</p>	<p>業者に対してこれまで慣行として了解を得、校長決裁を受け処理してきた経緯がありますが、今後は、太宰府市立学校徴収金取扱要領及び太宰府市会計事務規則に基づき、左記のとおり処理を行います。</p>	R3.6.13

	<p>また、太宰府市会計事務規則第 12 条では、主要となる金額は訂正できないものとされており、少なくとも支出命令時において、確定している数量及び金額での適法な請求書を教材業者に再提出を求める必要があるものと思われる。</p> <p>各学校におかれては、適正な事務処理に努められたい。</p>		
--	--	--	--

8 令和 2 年度第 1 期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
経営企画課	<p>補助金等について</p> <p>平成 29 年度定期監査及び行政監査において、補助金等の交付に関する基本的な規定を早急に整備されたい旨指摘し、平成 30 年 2 月と 12 月に補助金交付規則の案を作成し整備に向けて協議中との内容の措置状況の報告を受けているものの、いまだに補助金交付規則が整備されていない。指摘した事項については重要課題と認識し、早急に整備されるよう努力されたい。</p>	<p>太宰府市補助金等交付規則及びその取扱いについて、令和 3 年 3 月 31 日付で整備しました。</p> <p>このことについては全部署に対して通知し、令和 3 年度からの補助金等の執行にあたっては、個別の法令等があるものを除いて、当該規則及び当該取扱いを遵守のうえ、遺漏のないように交付事務を行うよう周知を行いました。</p>	R3. 4. 7
	<p>「太宰府古都・みらい基金」推進会補助金について</p> <p>「太宰府古都・みらい基金」への寄附を推進するための組織として推進会が設置され毎年 50 万円を補助しているが、寄附金の最近 5 年間の実績は毎年 10 万円未満にとどまっており、法第 232 条の 2 に規定する公益上の必要はもとより、効率的な成果があるかどうか疑義が生じるため、補助金の見直しを行われたい。</p>	<p>「太宰府古都・みらい基金」は、本市の歴史的・文化的遺産など地域資源の再発見と保存活用を図り、景観と自然環境の保全に配慮しながら、太宰府の特性を生かしたまちづくりを市民との協働により行っていくための寄附金を財源とする基金であり、幅広い募金活動を行うためには、推進会に対する支援が必要です。しかしながら、指摘事項</p>	R3. 6. 21

		<p>にもあるとおり、補助額に見合う寄付が集まっていなかったため、令和 2 年度以降は補助を行っていません。</p> <p>令和 3 年度から、補助金に代わる支援策として、ふるさと納税の使途の 1 つに「太宰府古都・みらい基金」を設定し、推進会にはふるさと納税を通じた寄附の広報活動を実施していただくように改める措置を行いました。</p>	
環境課	<p>太宰府北寿苑跡地の活用について</p> <p>太宰府市と大野城市で構成する一部事務組合、大野城太宰府環境施設組合が運営していた火葬場「太宰府北寿苑」が平成 21 年 3 月に閉場し、かなりの期間が経過している。跡地は未利用のままとなっており、今後の利用計画も定まっていない。今後は払い下げられ太宰府市の財産となる予定とのことなので、早急に利用方法を検討し、財産の有効活用に努められたい。</p>	<p>庁内にて、跡地利用についての意見を出し合いながら検討するために、経営企画課、管財課、建設課、都市計画課、産業振興課、スポーツ課、環境課で構成する旧太宰府火葬施設北寿苑跡地利用に関する関係課長会議を立ち上げ、利用方法について検討しているところです。</p>	R3.6.9
防災安全課	<p>消防団員報酬等について</p> <p>平成 30 年度第 1 期定期監査及び行政監査において、消防団員の報酬及び費用弁償を条例に従って直接本人の口座へ振込むよう求めているが、いまだに改善されていない。消防団員の報酬等の支給方法については、令和元年 12 月 13 日付消防庁長官通知においても通知されており、指摘した事項については重要課題と認識し、早急に改善されたい。</p>	<p>令和 3 年度より個人への支給を実施します。</p>	R3.6.7

9 令和2年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
<p>観光推進課</p>	<p>補助金交付について</p> <p>補助項目間の流用や補助対象外の負担金への支出が行われており、補助金申請時や実績報告時における申請内容の確認、実績報告内容の確認等が不十分な状況が見受けられた。流用に係る経費及び対象外の支出については、返還を求められたい。</p> <p>このような事態が生じたのは、補助金交付要綱等が未整備のため、補助金交付目的や補助対象経費の取扱い(流用等)、補助金交付申請及び実績報告時の手続きが明確にされていないためである。</p> <p>早急に補助金交付要綱等を整備し、補助金申請時の目的及び使途、並びに精算時の指導等を行われたい。</p>	<p>補助金の項目間の流用及び補助対象外の負担金への支出については、観光協会に対し、流用に係る経費及び対象外と考える支出の返還を求め、返還処理を年度内に完了しました。</p> <p>補助金交付要綱等の整備については、令和3年3月に太宰府市補助金等交付規則を制定しており、令和3年度についてはこの規則に準じて補助金を交付しました。</p> <p>また、太宰府観光協会事業費補助金交付要綱についても、現在制定の準備をしています。</p>	<p>R3.6.10</p>
	<p>補助金に係る区分経理について</p> <p>観光協会における経理は、総勘定元帳及び補助元帳に基づき処理されていたが、その財源が補助金なのか、また、自主財源等なのか明確になっていない状況である。従って、補助金の実績報告を観光推進課において、精査するのが困難な状況である。観光推進課においては、補助金に係る区分経理を行うよう指導されたい。</p>	<p>令和3年度から補助金に係る区分経理を行うことで観光協会も了承済みです。</p>	<p>R3.6.10</p>
	<p>太宰府館内の観光協会事務所の貸借関係について</p> <p>太宰府館内に観光協会の事</p>	<p>太宰府館の使用許可申請及び</p>	<p>R3.6.10</p>

	<p>務所が設置されているが、市と観光協会との貸借契約等が交わされていない。太宰府館は行政財産であるため「太宰府市公有財産規則」に基づき公有財産使用許可の手続きが必要である。同規則第 37 条に基づく貸付料の徴収、及び同規則第 32 条に基づく施設の使用に係る管理上必要な経費及び光熱水費等の費用負担を含め、適正な措置を講じられたい。</p> <p>また、観光協会の会則に規定されている事務所の所在地の表記を、実態に則した規定に改正するよう指導されたい。</p>	<p>行政財産使用料・光熱水費等については、これまでの経緯等を調べ、その取扱いについて検討します。</p> <p>また、観光協会の事務所所在地の表記については、令和 3 年度観光協会総会（6 月）に諮り実態に即した規定に改正予定です。</p>	
<p>観光推進課 （太宰府観光協会分）</p>	<p>補助金の経理について</p> <p>観光協会の補助金の決算報告で記載しているように、マップ作成費の予算 3,478,000 円から補助対象経費（年度内支払い分 1,260,100 円と未払い分 1,345,200 円を合わせた）2,605,300 円を除いた残金 872,700 円について、補助対象外の経費に流用されていた。また、法定福利費及び需要費については、需要費から法定福利費に 17,228 円流用されていた。これらは、補助金の対象外流用であるため、補助金を返還されたい。なお、協会の経理については正確かつ適切になされていた。</p>	<p>補助金の対象外流用分については、令和 2 年度末に市に返還を完了しました。</p>	R3. 6. 10

10 令和 2 年度第 2 期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
経営企画課	<p>文書事務について</p> <p>補助金等の交付決定起案文書において、施行日等が記載されていない</p>	<p>（経営企画課）</p> <p>施行日の記載がなされていない文書については、記載を行</p>	R3. 6. 21

<p>防災安全課 ・ 地域コミュニティ課 ・ 福祉課</p>	<p>いもの、根拠となる補助金交付要綱等の条項が記載されていないもの、補助の目的や対象とする事業が記載されていないもの、算出根拠や審査内容等が記載されていないものが散見された。</p> <p>起案文書は補助金の交付決定にあたり、内部の意思決定の根拠となるものであり、適正に事務を遂行されたい。</p>	<p>いました。今後は、指摘内容を踏まえ、補助金交付要綱等の条項を記載するなど、補助金交付事務を適正に行います。</p> <p>(防災安全課) 指摘事項につきましては、令和3年度より太宰府市補助金等交付規則（令和3年規則第30号）に基づき内容精査のち算出根拠や審査内容を起案文書等に明確に記載するよう実施しています。また、補助団体先についても団体規則や定款、予算・事業計画書を必ず提出すること及び補助金支出について不明瞭な箇所あれば明記するよう指導・助言するようしています。</p> <p>(地域コミュニティ課) 令和3年度の起案文書に施行日、根拠となる補助金交付要綱等の条項を記載しました。</p> <p>(福祉課) 指摘のとおり、以下のとおり順次実施します。 ・起案時において根拠要綱等を添付し確認すると同時に起案文書に必要事項を示します。 ・決裁後の文書に決裁日や施行日を漏れなく記載します。また、文書フォルダへの格納時に再確認を行います。</p>	<p>R3.6.7</p> <p>R3.6.10</p> <p>R3.6.11</p>
<p>総務課</p>	<p>切手等受払簿について</p> <p>切手・はがき等の管理については、文書情報課において定期的に切手等受払簿及び切手・はがき等の在庫確認が実施され、管理状況の改善が図られているものの、なお一部に切手等受払簿への使用目的の記載もれや数量の記載箇所の誤り、残数の計算誤り等が散見された。</p>	<p>口頭での指導を行うとともに、切手等受払簿に注意書きを貼付するなど、管理状況の改善に努めました。</p> <p>なお、現在は郵便事務手続の変更に伴い、未使用分の切手等を含め切手等受払簿は文書情報課へ返却済です。</p>	<p>R3.6.10</p>

	<p>各所属長は、職員への指導を徹底されたい。なお、文書情報課は、切手等受払簿に在庫確認した事績を残されたい。</p>		
	<p>ニモカカード受払報告書について</p> <p>ニモカカード受払報告書に使用者の署名又は押印がないもの、内容欄が空欄のもの、目的地の欄に市名のみが記入され具体的な場所が記入されていないもの、訂正箇所には訂正印がないものが散見されたので、適正な事務処理に務められたい。</p>	<p>貸出時及び返却時に使用者へ注意を促すとともに、管理簿に注意書きを貼付し管理状況の改善に努めました。</p> <p>また、記載内容が不十分であることを確認した場合は、使用者へ適切な記載を行うよう指導していきます。</p>	R3. 6. 10
管財課	<p>いきいき情報センターの管理の一元化について</p> <p>太宰府市いきいき情報センター条例（平成10年条例第1号）第2条では、設置される施設が明記され、それぞれの所管課において管理されているが、施設が配置されている建物全体の管理規程が無く、共用部分については管財課と、文化学習課が指定管理を委託している太宰府市文化スポーツ振興財団によって管理されている。</p> <p>いきいき情報センターの機能のみならず土地・建物の管理という視点からも、統合的な管理は必要なものであり、一元的な管理体制が望ましい。</p> <p>管財課の事務分掌に、「公有財産の取得、管理及び処分に係る調整統括に関すること。」と規定されていることから、早急に関係する所管課と協議を行い、いきいき情報センターの建物全体を管理する責任者を定められたい。</p>	<p>いきいき情報センターの建物や土地の管理の一元化（統一化）について、関係部署（管財課、文化学習課、文化スポーツ振興財団）の協議を開始しており、令和3年5月18日と6月8日にそれぞれ協議を行っています。</p> <p>現状では文化スポーツ振興財団の指定管理期間が令和4年度末となっているため、このこともふまえて管理体制の見直しに向けて継続して協議を進めていきます。</p>	R3. 6. 10

11 令和2年度学校監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
<p>学校教育課</p>	<p>学校徴収金の未納金に関する取扱いについて</p> <p>学校徴収金の未納金については、各学校において未納家庭への督促等や就学援助費からの充当を行うことで、多くの場合卒業までには徴収できている状況であった。</p> <p>しかし、未納金が残ったまま卒業するケースが発生した場合等、回収不能となった後の取扱いが定められていない状況が見受けられた。</p> <p>未納金が回収不能となった場合の不納欠損の手続きも必要なものと思われるため、未納金の取扱いについて実態を踏まえた規程を早急に整備されたい。</p>	<p>各学校においては、引き続き未収入金の回収に努めるとともに不能欠損処理の方法等につきまして、現在学校教育課で近隣の状況等を調査しているところです。</p> <p>ご指摘のように実態を踏まえた方法について検討を行います。</p>	<p>R3.4.5</p>
<p>水城西小学校 ・ 太宰府西小学校 ・ 太宰府中学校</p>	<p>薬品の管理について</p> <p>理科薬品台帳及び理科室用薬品管理簿（以下、「薬品管理簿」という。）を確認したところ、①薬品の使用量と薬品管理簿への記載が異なっていたため残量に誤りがあるもの、②小学校2校の薬品管理簿については、担当者の署名又は押印がないもの、中学校の薬品管理簿については、教頭印及び校長印がないものが見受けられた。</p> <p>盗難及び紛失の防止を図るため、薬品管理簿による使用量の把握、薬品管理簿と残量との定期的な照合や確認を徹底し、適切な薬品管理に努められたい。特に、毒物及び劇物の管理にあたっては、児童生徒等に危険が及ぶ可能性があることを十分に考慮し、管理に努められたい。</p>	<p>（水城西小学校）</p> <p>①薬品使用量については、学年で理科を担当する一人の担任が学年4学級分まとめて必要量を使用、記載し、署名していたので、そのことが分かるように「4学級分」等と併せて管理簿に記載するよう改めます。</p> <p>②今後も、薬品使用後は使用量を必ず管理簿に記載することを徹底します。また、管理職が定期的に管理簿の確認を行い、押印します。</p> <p>（太宰府西小学校）</p> <p>左記の指摘を受け、定期的な照合、確認を行うよう、職員間で周知徹底するよう努めてまいります。</p>	<p>R3.4.5</p>

		<p>(太宰府中学校)</p> <p>監査後、直ちに様式を市内4中学校統一のものに改めて、全ての薬品について薬品管理簿と残量の照合を行い、誤りが無いことを確認して教頭印及び校長印を押印するよう努めてまいります。</p>	
太宰府中学校	<p>金銭出納簿の管理について</p> <p>学校給食費金銭出納簿において、一部、通帳の入出金の日付と金銭出納簿の日付が合致していないものが見受けられた。</p> <p>学校給食費は預金口座により管理され、その金銭出納簿は預金口座上での入出金の動きを日付順に記入し、その残高を管理する帳簿であることから、適時に通帳と金銭出納簿の突合を行い適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>指摘のとおり適時に通帳と金銭出納簿の突合を行い適切な事務処理が行えるようチェック体制の強化に努めてまいります。</p>	R3.4.5